

都市農業の現状について

令和7年7月31日
農林水産省

目次

I	都市農業の現状	1 ~ 8
II	近年の法整備	9 ~ 13
III	施策の実施状況	14 ~ 17
IV	都市農業に関する税制・予算	18 ~ 21
	(参考) 食料・農業・農村基本計画(抄)	22

I 都市農業の現状 **1 ~ 8**

II 近年の法整備 9 ~ 13

III 施策の実施状況 14 ~ 17

IV 都市農業に関する税制・予算 18 ~ 21

(参考) 食料・農業・農村基本計画(抄) 22

I 都市農業の現状①(指標1)

➤ 都市農地の面積は全国の農地の1.3%程度。
(都市農業の中心となる市街化区域内の農地)

➤ 一方、都市農業の経営体数は全国の12.4%を占め、農業産出額は6.2%と、消費地に近いというメリットを活かした農業経営が展開。

➤ 個々の経営を見ると、住宅地に囲まれ、まとまった農地がないことなどから、経営面積は一般的に小さい。

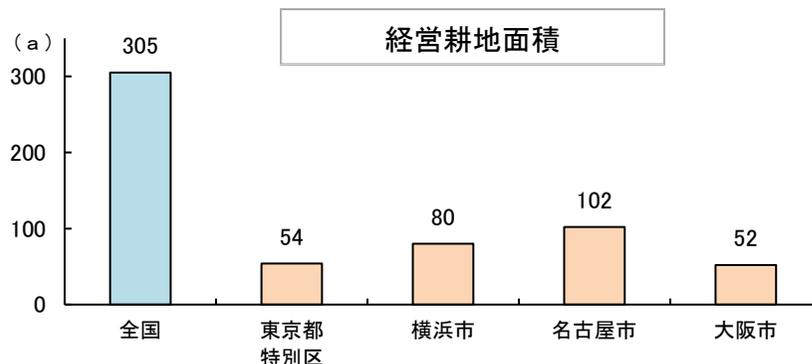
○都市農業に関連する指標

	農地面積	農家戸数	農業産出額
全 国	427.2万ha	107.6万 経営体	9兆5,543億円
都市農業 (対全国比)	5.7万ha(1.3%)	13.3万経営体 (12.4%)	5,898億円 (6.2%)
	うち生産緑地 1.2万ha (0.3%)		

資料: 全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「2020年農林業センサス」、「生産農業所得統計(令和5年 農業産出額及び生産農業所得)」による。

都市農業の数値は総務省「固定資産の価格等の概要調書(令和5年)」、国土交通省「都市計画現況調査(令和5年)」、東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)を用いた推計。

○1経営体当たり経営耕地面積



資料: 農林水産省「2020年農林業センサス」

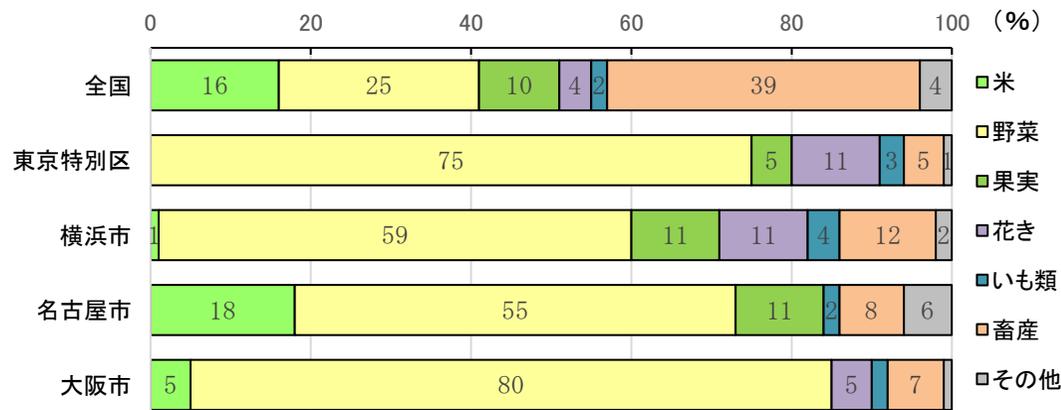
I 都市農業の現状①(指標2)

➤ 温室等の施設を利用し、年に数回転の野菜生産を行うなど、消費地の中での生産という条件を活かした農業経営を展開。

➤ 市街化区域内農地は、農業委員会への届出のみで転用可能であり、宅地化等が進んだことにより、この30年足らずで平成6年の半分以下(約41%)に減少した。

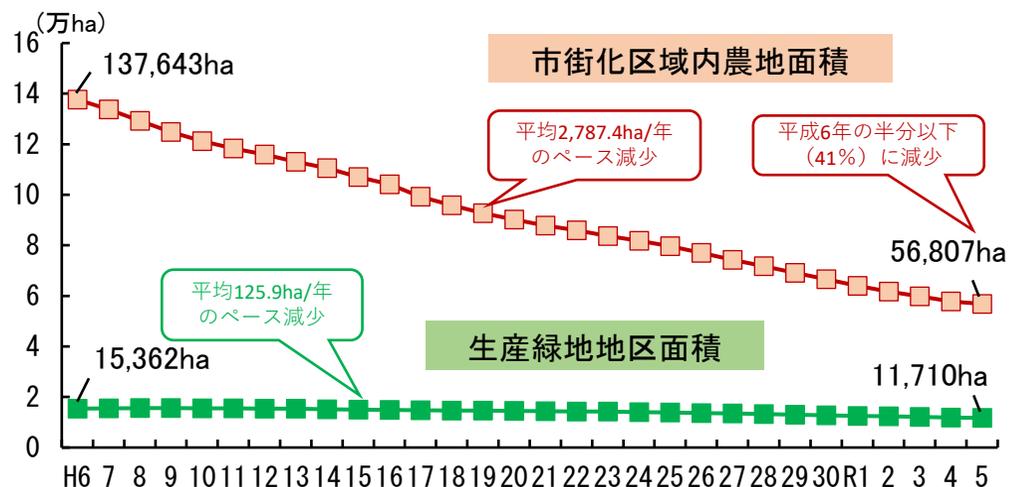
➤ 一方、生産緑地については、保全すべき農地として開発が規制されるため、2割程度の減少にとどまっておき、宅地化農地に比べ緩慢なペースで減少している。

○主要都市における農産物の部門別農業産出額の割合



資料:農林水産省「生産農業所得統計(令和5年)」、「市町村別農業産出額(推計)(令和5年)」

○市街化区域内農地面積の推移



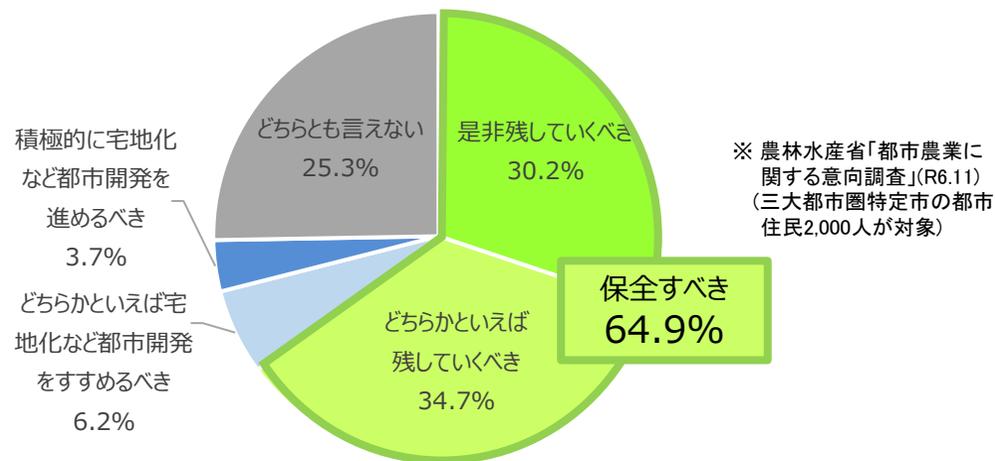
資料:総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画年報、都市計画現況調査」

I 都市農業の現状②(評価1)

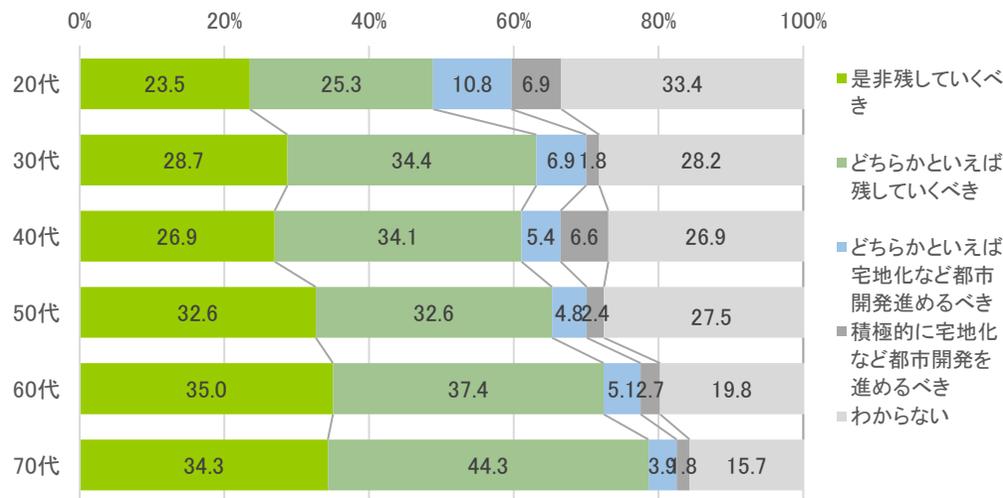
➤ 都市住民を対象としたアンケート調査では、都市農業の多様な役割を評価し、都市農地の保全を求める意見が全体の約2/3を占めている。

➤ 年齢層が高くなるほど、都市農地の保全意識は強い傾向となっている。

○都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



○都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方(年代別)



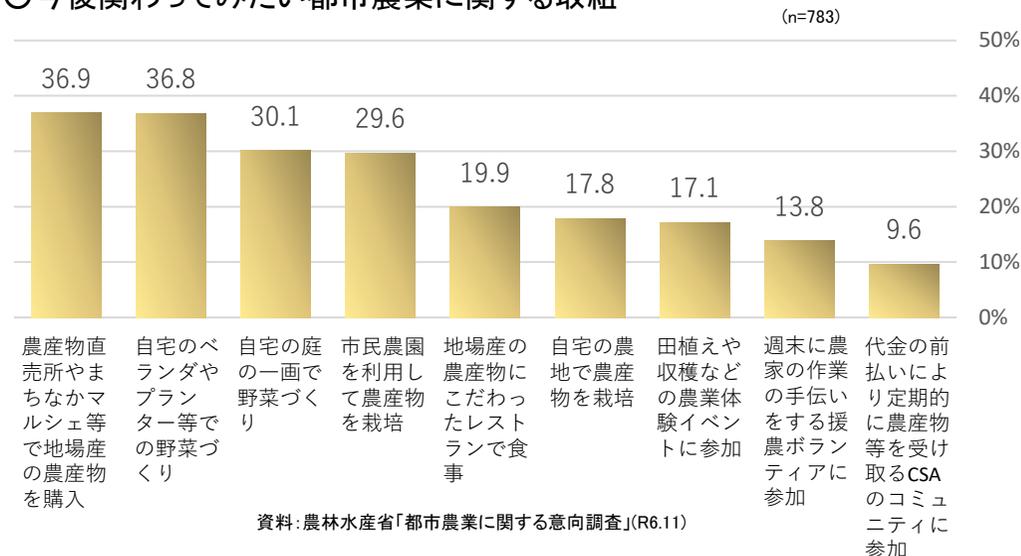
資料: 農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R6.11)

I 都市農業の現状②(評価2)

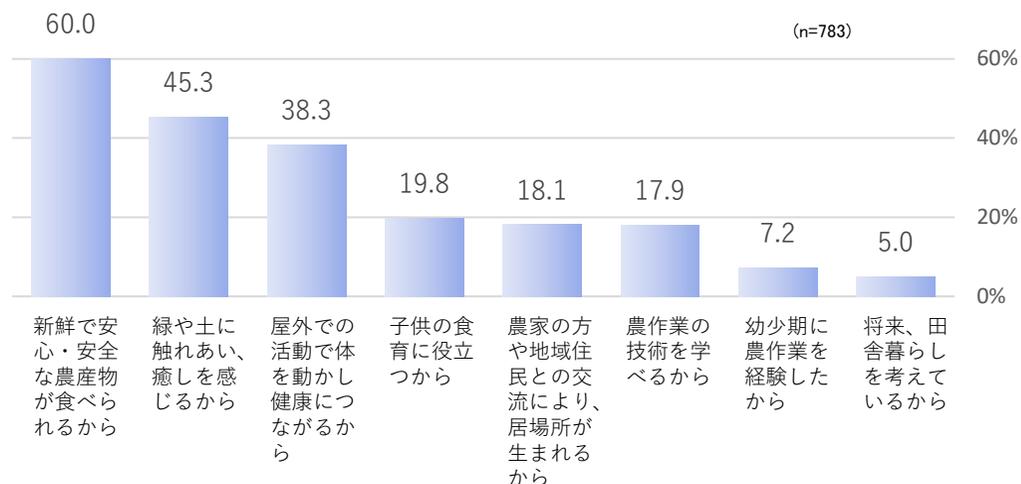
➤ これから取り組んでみたい都市農業について、都市住民の意向を調査した結果、「地元産の農産物の購入」、「自宅の庭やベランダでの野菜づくり」、「市民農園の利用」との順で回答が多かった。

➤ 都市農業に関わる(関わりたい)理由について、調査した結果、「新鮮で安全な農産物が食べられるから」、「緑や土に触れることで癒しを感じるから」、「体を動かすことで健康につながるから」との順で回答が多かった。

○今後関わってみたい都市農業に関する取組



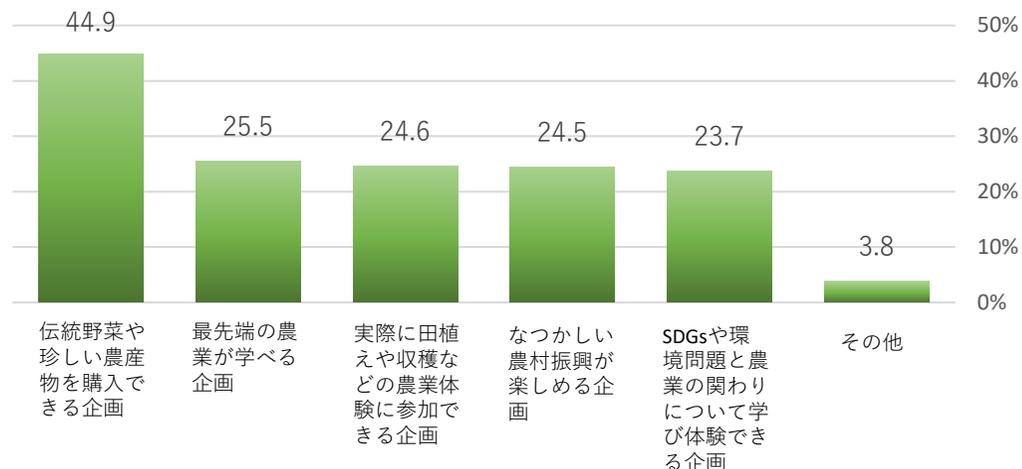
○都市住民の市民農園や農作業体験等への取組理由



I 都市農業の現状②(評価3)

➤ 都市住民が参加してみたい都市農業イベントの企画として、最も期待される企画は、「伝統野菜や珍しい農産物を購入できる企画」であった。

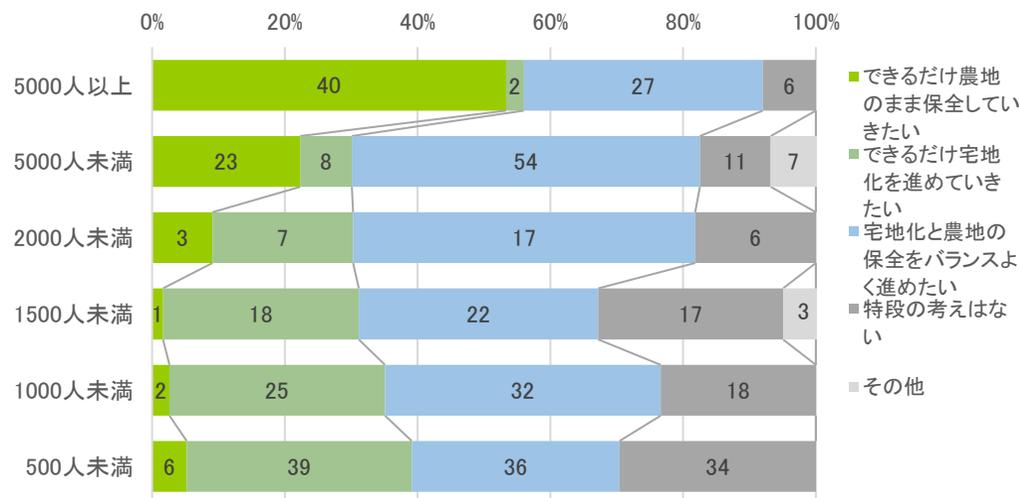
○参加してみたい都市農業イベントの企画



資料:農林水産省「都市農業に関する意向調査(R6.11)」

➤ 都市部の市区町村(行政)を対象としたアンケート調査では、人口密度が1km²当たり5,000人を超えるような大都市の自治体において都市農地を保全すべきとの意向が大きくなっている。

○都市部市区町村(行政)の都市農地保全政策に対する意向



資料:農林水産省(市街化区域内に農地のある市区町村の農政担当部局へのアンケート調査。回答数466自治体)(令和2年度)

I 都市農業の現状③(役割・機能)

都市農業の多様な機能

新鮮な農産物の供給

- 消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等



都市住民の農業への理解の醸成

- 身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成



農業体験・交流活動の場

- 都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場や、直売所での生産者と消費者の交流



国土・環境の保全

- 都市の緑地として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護、ヒートアイランドの緩和等



災害時の防災空間

- 火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間



心やすらぐ緑地空間

- 緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす



都市農地がもたらす良好な景観
(東京都世田谷区)



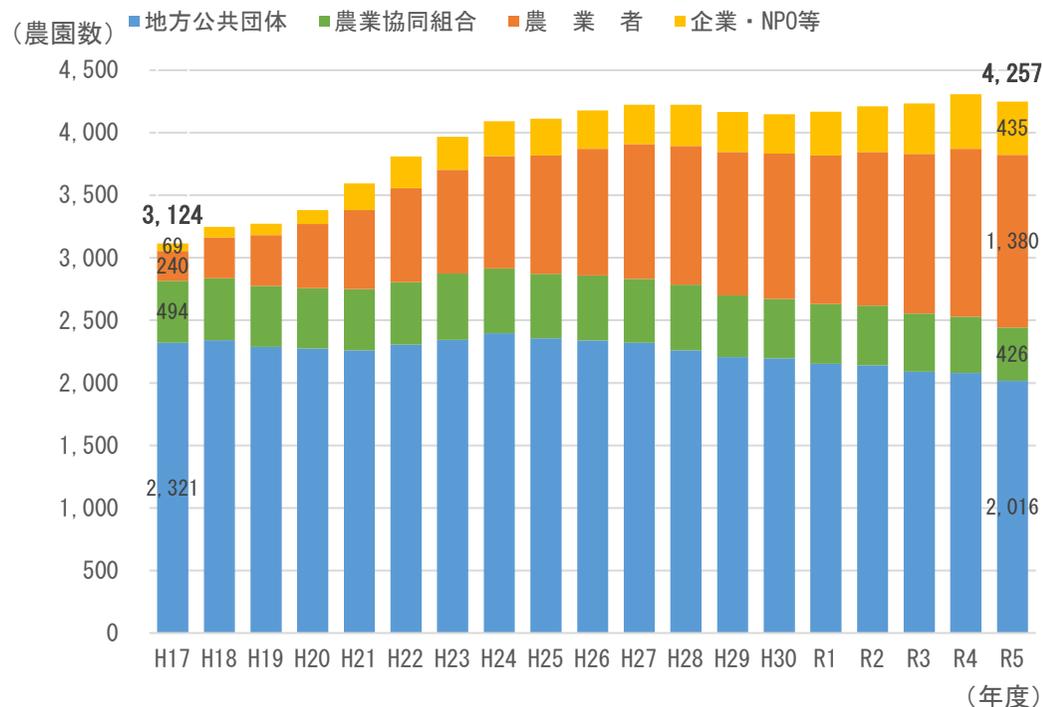
露地栽培による障害者雇用農園
(茨城県つくば市)

I 都市農業の現状④(市民農園の開設状況)

➤ 一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で農家でない者が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいう。

➤ 市民農園の総農園数は、近年は横ばい傾向であるものの、開設主体別にみると、農業者や企業・NPO等による開設が増加傾向。

○市民農園開設状況の推移



○市民農園の事例

日帰り型市民農園

埼玉県鴻巣市
こうのとり
四季菜ファーム



農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園

兵庫県多可町
フロイデン八千代



全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、町内には125棟の滞在型市民農園があり日本一の規模となっています。

○市民農園の開設状況(令和6年3月末現在)

	特定農地 貸付法	都市農地 貸借法	市民農園整備促進法			計
			うち貸付方式	うち農園利用方式		
地方公共団体	1,781		235	235	-	2,016
農業協同組合	399		27	27	-	426
農業者	1,193		187	23	164	1,380
企業・NPO等	296	121	18	18	-	435
計	3,669	121	467	303	164	4,257

I 都市農業の現状⑤(防災協力農地の取組状況)

防災協力農地等の取組状況 (令和6年3月31日現在)

注：本資料は、一般社団法人全国農業会議所から提供を受けたデータを基に農林水産省でとりまとめたもの

▶ 三大都市圏特定市における市街化区域内農地を所有する自治体において、防災協力農地等※に取り組んでいるものは、**9都府県72市区町**あり、面積は約**1,540ha**となっている

※ 災害時の避難空間等として利用される防災協力のための農地や災害時に生鮮食料品の優先供給などを行う災害協力のための農地などをいう。

三大都市圏特定市における防災協力農地等の取組実施市区町

都道府県名	面積 (ha)	自治体数	取組市区町村名
埼玉県	7.1	9	川越市、草加市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、吉川市、
千葉県	40.0	3	船橋市、柏市、八千代市
東京都	1,052.2	31	世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、日の出町
神奈川県	338.0	7	横浜市、川崎市、藤沢市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市
愛知県	16.4	4	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市
京都府	16.3	1	向日市
大阪府	59.7	14	大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、和泉市、摂津市、高石市、四條畷市、交野市、田尻町
兵庫県	9.9	2	尼崎市、伊丹市
奈良県	- (※)	1	大和郡山市
合計	1,539.5	72	

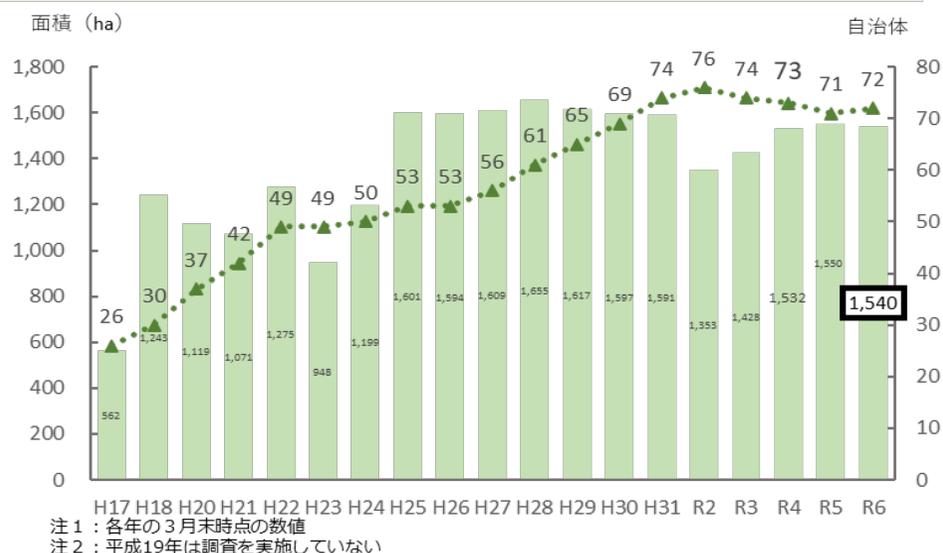
※JAとの農産物の優先供出に関する協定内容であるため、農地面積の把握は行っていない。

(参考) 三大都市圏特定市以外の取組状況

都道府県名	面積 (ha)	自治体数	取組市区町村名
広島県	3.6	1	広島市
愛媛県	5.3	1	松前町
高知県	0.3	2	高知市、南国市
福岡県	0.6	1	福岡市
合計	9.9	5	

注：表示単位未満を四捨五入したため計と内訳は必ずしも一致しません。

三大都市圏における防災協力農地等の取組実施市区町数等の推移



防災協力農地等を確保する手法・防災協力農地等が担う役割

○ 防災協力農地等を確保する手法
(複数回答可 N=72)

手法	自治体数
協定の締結	35
農地の登録	32
覚書の取り交わし	2
その他	3

○ 防災協力農地等が担う役割
(複数回答可 N=72)

求める役割	回答数	割合
1 避難場所	57	31%
2 資材置き場	42	23%
3 農産物の優先供給	33	18%
4 仮設住宅建設用地	27	15%
5 その他	22	12%

I 都市農業の現状 1 ~ 8

II 近年の法整備 9 ~ 13

III 施策の実施状況 14 ~ 17

IV 都市農業に関する税制・予算 18 ~ 21

(参考) 食料・農業・農村基本計画(抄) 22

Ⅱ 近年の法整備①(全体の流れ)

▶ 平成27年の「都市農業振興基本法の制定」をはじめ、都市農業関連制度の法整備が進められている。

従来

- 政策
 - ・市街化区域内の農地は「**宅地化すべきもの**」と位置付け
 - ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、**将来の公共施設用地としても評価**して保全
 - ・主要な農業振興施策の対象外
- 税制
 - ・市街化区域内の農地の固定資産税は**宅地並評価・宅地並課税**を基本
 - ・ただし、生産緑地は**農地評価・農地課税**(30年間の農地管理義務と開発規制)
 - ・生産緑地は**終身営農を条件に相続税の納税猶予**(貸借は原則不可)

情勢の変化

- 食の安全への意識の高まり
 - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
 - ・自ら作物を作りたいというニーズ
- 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待

平成27年

都市農業振興基本法の制定

平成28年

都市農業振興基本計画の策定

平成29年

生産緑地法等の改正

+

税制改正

平成30年

都市農地貸借法の制定

+

税制改正

Ⅱ 近年の法整備②(都市農業振興基本法・基本計画の概要)

- 平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定された。
- 翌28年5月には、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める都市農業振興基本計画が閣議決定された。

○ 都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

目的

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

施策推進のための三つのエンジン

①基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

②国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

③都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

○ 都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

農業政策上の再評価

- ・地産地消、体験農園、農福連携等の施策のモデルを数多く輩出
- ・農業に対する国民理解を醸成する身近なPR拠点としての役割等

都市政策上の再評価

- ・都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- ・都市農業を都市の重要な産業として位置付け等

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

- 多様な担い手の確保が重要
- ・営農の意欲を有する者 (新規就農者を含む)
- ・食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・土地利用計画制度の在り方を検討

農業施策の本格展開

- 保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換

Ⅱ 近年の法整備③(生産緑地法等の改正)

生産緑地法の改正(平成29年)

- 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)により、①生産緑地地区の面積要件を条例で引き下げ可能とし、②生産緑地地区内の行為制限を緩和するとともに、③生産緑地指定から30年経過後の買取申出期間の延長を可能とする特定生産緑地を創設

【生産緑地法】 (現行・改正)

生産緑地地区に関する都市計画

・500㎡以上等の要件に該当する一団の農地(生産緑地地区:12,713ha)

- ▶300㎡以上(政令で規定)で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能に
- ※一団性要件の運用緩和(いわゆる道連れ解除への対応)

税制)新たに対象となる小規模な生産緑地にも農地課税を適用

小規模でも身近な農地をきめ細かに保全

生産緑地地区内の行為制限

・生産等に必要の施設のみ設置可能

- ▶直売所、農家レストラン等の設置を可能に(国家戦略特区の規制改革提案に対応)

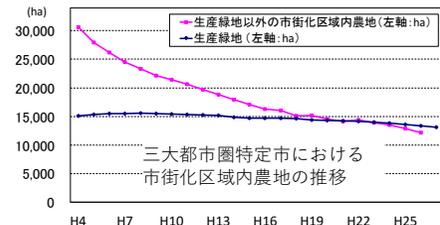
規制緩和による農業経営の支援 + 都市住民の満足度向上

生産緑地の買取り申出

・都市計画決定後30年経過により所有者は市区町村に買取り申出が可能(令和4年には約8割の生産緑地が申出期を迎える)

- ▶申出可能時期を10年先送りする特定生産緑地指定制度の創設(土地所有者等の同意を得て市区町村指定)

農家の意向を基に将来の保全を確実に



【都市計画法・建築基準法】

用途地域

- ・住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等を制限
- ・農地が比較的多い住居専用地域では、農業用施設の建築には個別許可が必要
- ・生産緑地以外の農地は宅地化が進行

▶ 田園住居地域の創設

- ・農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的
- ・建築規制(低層住居専用地域をベースに農業用施設の立地を限定的に許容)
- ・農地の開発規制(許可制、一定の小規模の開発は可能)

都市の構成要素としての農地を都市計画に本格的に位置付け

用途地域の類型

第一種低層住居専用地域 / 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 / 第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域 / 第二種住居地域 / 準住居地域 + 田園住居地域

住居系 7 + 1

商業系 2

工業系 3



【都市緑地法】

緑地の定義

・法律上の緑地の範囲は、樹林地、草地、水辺地等 ▶ 農地を明示

市区町村の公園・緑地政策全体のマスタープラン(緑の基本計画)

・農地は原則対象外 ▶ 生産緑地ほか都市農地の保全方針を追加

農地を都市の緑地政策体系に位置付け、保全手法を充実



Ⅱ 近年の法整備④(都市農地貸借法の制定)

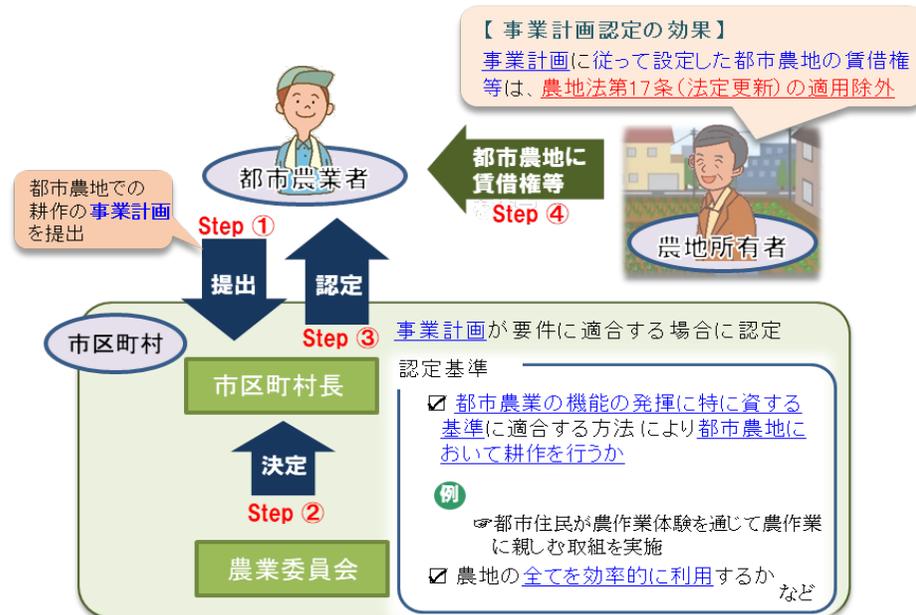
都市農地貸借法の制定(平成30年)

- 都市部においても、農業従事者の減少・高齢化が進み、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難な状況が発生
- 一方で、都市農地の貸借は、農地法による耕作者の賃借権の保護や相続税の納税猶がネックとなり低調な状況
- こうした課題に対応し、貸借による都市農地の有効活用を図るため、「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」を制定、生産緑地(=都市農地)を円滑に貸借できる仕組みを整備
 <平成30年6月制定>
- 本法により、都市農地所有者が安心して生産緑地を貸し付けることができるよう、以下の措置を規定

- ① 期間満了時に**契約が自動的に更新(法廷更新)**されることなく**農地が所有者に返還**される措置(農地法の特例)
- ② 民間事業者等が、**農地所有者から直接に生産緑地を貸借**して市民農園を開設し、都市住民等に農地を貸し付けることができる措置(特定農地貸付法の準用等)
- ③ 本法に基づく生産緑地の貸借について、**相続税納税猶予が打ち切られることなく継続**する税制特例

<平成30年度税制改正>

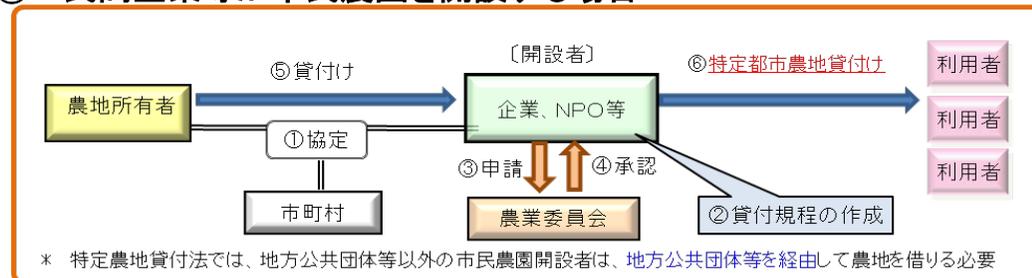
① 農業者が自ら営農目的で農地を借りる場合



※ 農地法第17条(農地の賃貸借の更新)

農地の賃貸借は、合意解約するか、知事許可を受けない限り、**従前と同一の条件で更に賃貸借**をしたものとみなされる。この場合、知事は、賃借人に問題がなければ許可できない。

② 民間企業等が市民農園を開設する場合



企業等が**農地所有者から直接都市農地を借りて市民農園を開設**できる措置を新設(特定農地貸付法では、一般企業等は、**地方公共団体等を経由して農地を借りる必要**)

(参考)都市農地貸借法の活用事例

Neighbor's Farm 川名 桂 氏

(都市農地貸借法を活用した全国初の新規就農)

東京都 日野市



都市農地を借りて農業への思いを実現

少量多品目、伝統野菜、直売、加工、農業体験、農福、都市農地貸借法

栽培別内訳

露地 (21a)	野菜 (約25種類)	施設	その他
----------	------------	----	-----



都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

◆ 東京大学在学中に、海外の発展途上国の農村地帯を回るうちに、「人間の本质である農業」に魅力を感じるようになり、一生の仕事にしようと決心しました。

◆ 大学3年からはさまざまな農家を回り、卒業後農業法人に就職しました。法人では、トマト部門の立ち上げメンバーとなり、トマトの生産に携わっていましたが、やはり自分の農業をやりたいと、独立を決意しました。



◆ 現在は、少量多品目の野菜を露地で栽培し、畑に設けた直売スペースで近隣住民に販売するほか、JA等の直売所やほ場に集荷に来る業者を通じてスーパーの直売コーナーや飲食店などに出荷しています。

◆ 今後は、環境制御型の施設 (ハウス) を建て、トマトの養液栽培に取り組み、畑の直売スペースやJAの直売所等で販売する予定です。



農地はどのように見つけましたか

◆ 父の故郷である日野市周辺での就農を目指しましたが、トマト栽培に必要なハウスの設置が可能な農地の確保に苦慮しました。

◆ このような中、私が所属する「東京NEO-FARMERS!」※の事務局である東京都農業会議と日野市が連携し、市内の農地所有者に意向を確認していただき、希望に沿う農地を借りることができました。

※ 都内で新規就農を目指す非農家出身者等の集まり



今後の展望を教えてください

◆ 将来的には、トマトの生産を志す若い新規就農者の人材育成も行いたいです。

◆ また、子供達が農業に触れることができる場の提供など、住宅地の近くに農地があることを活かした、まちづくりに関わっていきたいです。

JA世田谷目黒

東京都
(世田谷区、目黒区)



JAが貸借への不安を解消し、都市農地を保全



都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

◆ JA世田谷目黒では、組合員が急遽入院してしまった場合に、営農支援事業として、農協が除草や耕起などの簡易な農作業を行い、農地の保全管理を行ってきました。しかし、長期の入院が必要になった場合や退院後の体調回復が長引いた場合など、年単位での管理が必要となった場合には、営農支援事業では十分な対応ができず、課題となっていました。

◆ 都市農地貸借法を契機に、この課題を解決する2つの取組を実施しています。

◆ 一つ目は、農協自らが組合員の農地を借り入れ、企業の従業員やその家族などがレクリエーションを目的に農作業を体験する体験農園を開設しています。
組合員である農地所有者からは、農地を貸す相手が農協であれば、安心して貸し出すことができるという声を頂いています。



◆ 二つ目の取組は、農地所有者の代理として農協が企業と貸借の交渉を行う代行業者を実施しています。
都市農地貸借法の施行により、企業による市民農園の開設が行いやすくなり、高齢化等を理由に企業への農地の貸付けの意向を示す農地所有者がいる一方で、企業に農地を貸すことに不安感を持つ農地所有者もいました。

このため、農協が間に入ることにより、所有者が安心して農地を貸せるように取り組んでいます。



取組の成果を教えてください

◆ 農協ではこれまでに都市農地貸借法を活用して、4件の農地を借りて体験農園を開設しています。

このうち2件は企業の従業員向け、もう2件は近隣の都市住民向けの体験農園となっています。

◆ また、民間市民農園運営事業者との交渉代行により、民間市民農園が1件開設されています。

I 都市農業の現状 1 ~ 8

II 近年の法整備 9 ~ 13

III 施策の実施状況 14 ~ 17

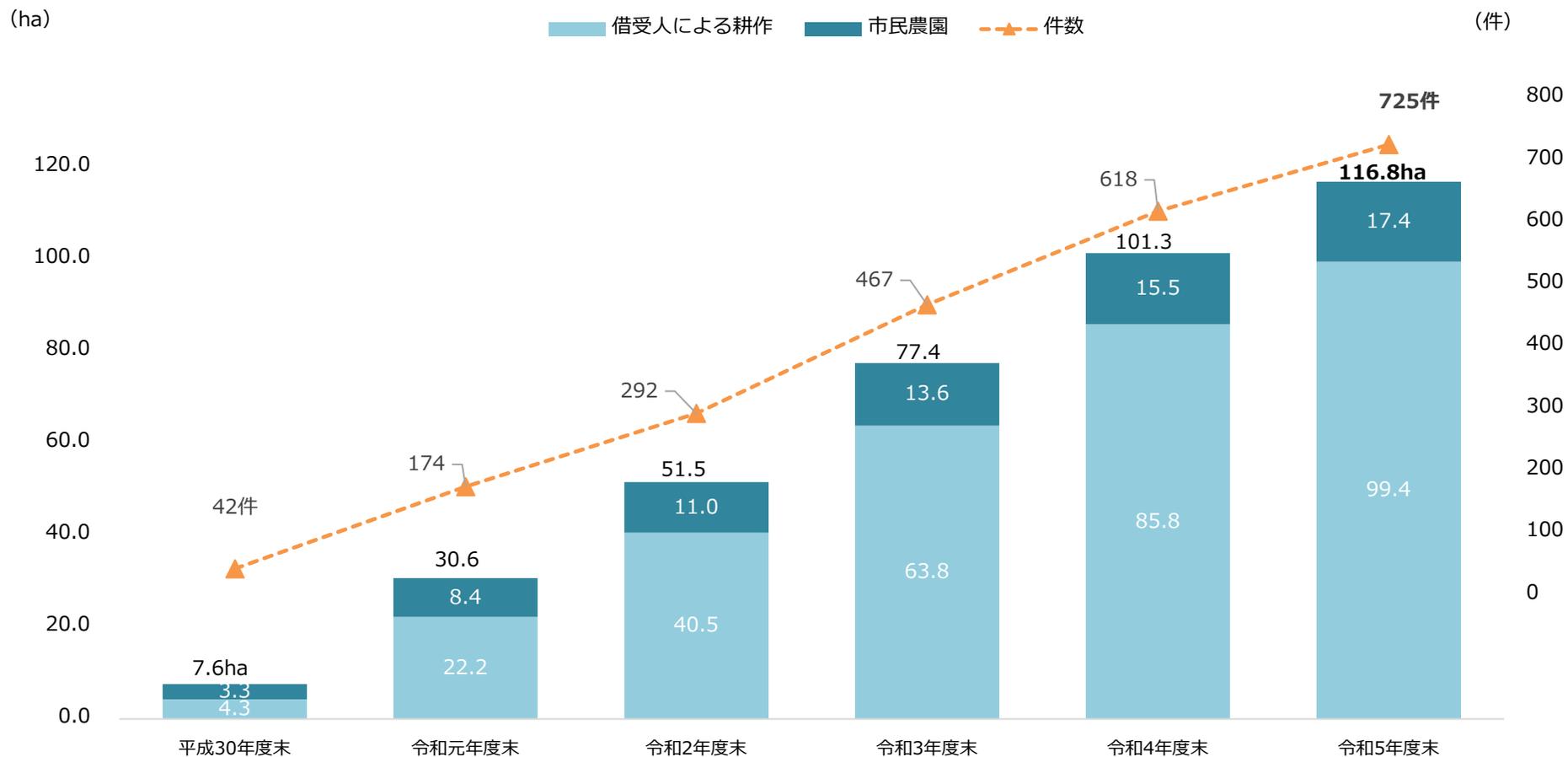
IV 都市農業に関する税制・予算 18 ~ 21

(参考) 食料・農業・農村基本計画(抄) 22

Ⅲ 施策の実施状況①(都市農地貸借法の実績)

➤ 令和6年3月末時点で、12都府県の101市区(725件)で活用。また、面積ベースで116.8haの貸借がされており、前年度に比べ15%の増加。引き続き関係省庁、農業団体等と連携し、現場の農業者等に対して、制度の周知に努め、より一層の貸借を促進。

○ 都市農地貸借法による貸付実績の推移



資料 農林水産省農村振興局農村計画課調べ

Ⅲ 施策の実施状況②(都市農地貸借法の実績:市町村別一覧(平成30年9月～令和6年3月末))

○ 都市農地貸借法に基づく事業計画の認定等は、725件・1,167,531㎡で行われた。(R5.3時点:618件、1,012,508㎡)

① 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化 【借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合】

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況		
		件数	面積 (㎡)	
埼玉県		11	38,340	
	川口市	2	8,003	
	狭山市	1	9,916	
	朝霞市	2	5,685	
	新座市	2	6,418	
	富士見市	3	3,515	
	鶴ヶ島市	1	4,803	
	千葉県		18	39,537
東京都	市川市	3	6,736	
	船橋市	6	8,624	
	松戸市	2	5,147	
	成田市	2	7,284	
	習志野市<新規>	1	1,780	
	流山市	1	2,327	
	我孫子市	2	6,404	
	鎌ヶ谷市	1	1,235	
	東京都		310	538,329
	世田谷区	13	18,323	
板橋区	3	2,210		
練馬区	17	42,751		
足立区	1	1,772		
葛飾区	1	794		
江戸川区	7	6,200		
八王子市	24	51,037		
立川市	10	31,819		
武蔵野市	3	6,374		
三鷹市	10	22,980		
青梅市	7	11,072		
府中市	21	27,885		
昭島市	9	17,533		
調布市	25	28,564		
町田市	18	22,875		
小金井市	12	11,970		
小平市	19	41,800		

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況	
		件数	面積 (㎡)
東京都	日野市	16	26,578
	東村山市	11	24,809
	国分寺市	5	9,213
	国立市	5	8,616
	福生市	1	1,707
	狛江市	6	5,631
	清瀬市	13	23,529
	東久留米市	5	24,264
	武蔵村山市	8	11,084
	多摩市	4	6,383
	稲城市	11	12,152
	羽村市	9	10,068
	西東京市	16	28,336
	神奈川県		45
東京都	横浜市	6	8,313
	川崎市	14	22,440
	平塚市	1	2,406
	藤沢市	4	6,419
	小田原市	5	5,302
	茅ヶ崎市	1	459
	秦野市	8	17,512
	厚木市	1	2,111
	大和市	3	6,679
	海老名市	2	2,978
静岡県		2	4,923
静岡県	静岡市	2	4,923
愛知県		17	30,956
愛知県	名古屋市	14	20,656
	碧南市	1	3,419
	日進市	2	6,881
京都府		32	46,626
京都府	京都市	29	42,688
	亀岡市	3	3,938

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況	
		件数	面積 (㎡)
大阪府		111	144,466
	岸和田市	5	14,359
	豊中市	4	4,674
	吹田市	1	3,333
	高槻市	1	500
	貝塚市	4	5,308
	八尾市	38	44,931
	泉佐野市	3	2,752
	寝屋川市	6	5,413
	河内長野市	10	13,610
	松原市<新規>	1	1,157
	和泉市	4	7,833
	箕面市	2	2,171
	柏原市	3	4,424
	羽曳野市	2	2,312
	門真市<新規>	1	400
	摂津市	1	1,043
	東大阪市	4	3,920
	泉南市	12	16,807
四條畷市	1	1,096	
交野市	6	5,353	
阪南市	2	3,070	
兵庫県		56	66,205
兵庫県	神戸市	5	9,002
	尼崎市	16	19,828
	西宮市	2	4,006
	伊丹市	23	24,727
	宝塚市	6	4,883
川西市	4	3,759	
奈良県		1	1,994
奈良県	香芝市<新規>	1	1,994
和歌山県		1	7,864
和歌山県	和歌山市	1	7,864
計		604	993,859

※ 赤字は前年度と比較して件数又は面積が増加した地方公共団体、うち<新規>は令和5年度中に初めて都市農地貸借法の認定があった地方公共団体

Ⅲ 施策の実施状況②(都市農地貸借法の実績:市町村別一覧(平成30年9月～令和6年3月末))

② 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

【借りた都市農地で市民農園(貸し農園)を開設する場合】

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数	
		件数	面積 (㎡)	農園区画数		
埼玉県		8	12,104	755	8	
	さいたま市	3	3,246	247	3	
	川口市	1	2,709	223	1	
	朝霞市	2	3,247	167	2	
	八潮市	1	1,180	85	1	
	ふじみ野市	1	1,722	33	1	
千葉県		5	17,064	692	5	
	船橋市	1	2,958	184	1	
	柏市	1	4,241	100	1	
	流山市	2	7,408	287	2	
東京都		36	56,655	4,272	32	
	目黒区	2	2,509	173	2	
	世田谷区	7	8,228	860	7	
	杉並区	2	3,645	477	2	
	板橋区	2	2,435	200	2	
	練馬区	5	8,135	600	5	
	足立区	1	2,121	152	1	
	江戸川区	1	1,693	181	1	
	八王子市	1	1,809	86	1	
	三鷹市	1	2,436	169	1	
	青梅市<新規>	1	1,258	12	1	
	調布市	2	2,859	299	2	
	町田市	2	5,624	171	2	
	小金井市	2	2,740	107	2	
	国分寺市	2	4,523	297	2	
	狛江市	1	1,364	130	1	
	多摩市	2	1,771	119	2	
	西東京市	2	3,541	239	2	
	神奈川県		14	21,511	1,394	14
		横浜市	3	4,579	308	3
川崎市		5	7,532	463	5	

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数
		件数	面積 (㎡)	農園区画数	
神奈川県	藤沢市	2	4,566	286	2
	小田原市	1	500	20	1
	茅ヶ崎市	1	1,881	100	1
	大和市	2	2,453	217	2
静岡県		3	2,914	236	3
	静岡市	3	2,914	236	3
愛知県		3	2,097	84	3
	名古屋市	3	2,097	84	3
三重県		1	1,014	36	1
	四日市市	1	1,014	36	1
京都府		4	5,661	289	4
	京都市	3	5,336	249	3
	亀岡市	1	325	40	1
大阪府		32	38,860	2,150	32
	大阪市	6	9,460	604	6
	堺市	14	13,730	634	14
	吹田市	3	4,441	345	3
	貝塚市<新規>	1	480	8	1
	茨木市	1	406	15	1
	箕面市	1	3,004	125	1
	門真市	1	2,234	161	1
	藤井寺市	1	1,158	40	1
	東大阪市	1	968	98	1
	交野市	3	2,979	120	3
	兵庫県		15	15,792	984
尼崎市		2	1,742	153	2
西宮市		3	4,237	321	3
伊丹市		6	5,937	330	6
宝塚市		3	2,491	138	3
川西市<新規>		1	1,385	42	1
計		121	173,672	10,892	121

※ 赤字は前年度と比較して件数又は面積が増加した地方公共団体、うち<新規>は令和5年度中に初めて都市農地貸借法による承認があった地方公共団体

Ⅲ 施策の実施状況③(地方計画の策定)

○ 地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、地方公共団体における都市農業振興に関する計画(地方計画)を定めることが、努力義務として規定(都市農業基本法第10条)

○ 令和6年3月末時点で9都府県、94市区町の地方公共団体において策定済み(昨年度末時点:9都府県、91区市町)

◆都府県による策定状況(全9都府県)

※ 赤字は令和5年度中に策定又は見直しを行った地方公共団体

都道府県	策定年月日	概要
関東	埼玉県	H29.3月 新規策定
	千葉県	H29.12月 新規策定
	東京都	R5.3月 既存計画の見直し
	神奈川県	R5.3月 既存計画の見直し
東海	愛知県	H29.3月 新規策定
	滋賀県	H30.12月 新規策定
近畿	京都府	H30.12月 新規策定
	大阪府	R4.3月 既存計画の見直し
	兵庫県	H28.11月 新規策定

◆市区町村による策定状況(全94市区町)

市区町村	策定年月日	概要
栃木県	宇都宮市	R6.2月 既存計画の見直し
	さいたま市	R3.3月 新規策定
	川越市	H31.3月 既存計画の見直し
埼玉県	川口市	R5.3月 既存計画の見直し
	所沢市	R3.3月 新規策定
	草加市	R2.3月 新規策定
	越谷市	R3.3月 新規策定
	朝霞市	H31.3月 既存計画の見直し
	和光市	H31.3月 新規策定
	八潮市	H31.3月 既存計画の見直し
	三郷市	R6.3月 新規策定
	坂戸市	R5.3月 新規策定
	鶴ヶ島市	R2.3月 新規策定
	伊奈町	R6.3月 新規策定
	千葉市	R5.3月 既存計画の見直し
	市川市	H28.3月 新規策定
千葉県	船橋市	H30.2月 既存計画の見直し
	松戸市	H31.3月 新規策定
	成田市	R5.10月 既存計画の見直し
	柏市	R3.3月 既存計画の見直し
	市原市	R2.9月 新規策定
	八千代市	R3.3月 既存計画の見直し
	君津市	R5.3月 新規策定
	世田谷区	R5.9月 既存計画の見直し
東京都	杉並区	R4.6月 既存計画の見直し
	板橋区	R4.3月 既存計画の見直し

市区町村	策定年月日	概要
東京都	足立区	R5.9月 既存計画の見直し
	立川市	R2.7月 既存計画の見直し
	武蔵野市	R5.9月 既存計画の見直し
	三鷹市	R5.9月 既存計画の見直し
	府中市	R5.9月 既存計画の見直し
	昭島市	R5.9月 既存計画の見直し
	調布市	R2.3月 既存計画の見直し
	町田市	R4.3月 既存計画の見直し
	小金井市	R5.9月 既存計画の見直し
	小平市	R5.9月 既存計画の見直し
	日野市	R6.3月 既存計画の見直し
	東村山市	R3.3月 既存計画の見直し
	国分寺市	R3.3月 既存計画の見直し
	国立市	H29.3月 既存計画の見直し
	福生市	R5.9月 既存計画の見直し
	狛江市	R5.9月 既存計画の見直し
	東大和市	H30.3月 既存計画の見直し
	清瀬市	R5.9月 既存計画の見直し
	東久留米市	R3.3月 既存計画の見直し
	武蔵村山市	H30.3月 既存計画の見直し
	多摩市	R6.3月 既存計画の見直し
	稲城市	R5.9月 既存計画の見直し
	あきる野市	R5.3月 既存計画の見直し
	西東京市	R6.3月 既存計画の見直し
	瑞穂町	R3.3月 既存計画の見直し
	日の出町	R2.2月 既存計画の見直し
	神奈川県	横浜市
川崎市		H30.3月 既存計画の見直し
平塚市		H31.2月 新規策定
鎌倉市		R5.7月 既存計画の見直し
藤沢市		R4.3月 既存計画の見直し
小田原市		R3.6月 新規策定
秦野市		R3.3月 既存計画の見直し
厚木市		R5.3月 既存計画の見直し

市区町村	策定年月日	概要
神奈川県	大和市	H31.3月 新規策定
	海老名市	R3.4月 既存計画の見直し
	南足柄市	R6.3月 既存計画の見直し
	中井町	R1.6月 新規策定
岐阜県	岐阜町	R3.3月 新規策定
静岡県	静岡市	R5.3月 既存計画の見直し
	浜松市	H31.3月 新規策定
愛知県	名古屋市	H30.3月 既存計画の見直し
	岡崎市	R3.3月 新規策定
	安城市	R5.4月 既存計画の見直し
	大府市	R3.3月 既存計画の見直し
	北名古屋市	H31.3月 新規策定
滋賀県	大津市	R3.3月 既存計画の見直し
	栗東市	R4.3月 新規策定
京都府	京都市	R3.3月 既存計画の見直し
	長岡京市	R4.3月 新規策定
大阪府	大阪市	R6.3月 既存計画の見直し
	堺市	R4.3月 既存計画の見直し
	豊中市	R2.3月 新規策定
	高槻市	R4.3月 新規策定
	守口市	R2.10月 新規策定
	八尾市	R3.9月 新規策定
	富田林市	R4.3月 新規策定
	交野市	H31.4月 新規策定
兵庫県	神戸市	H30.9月 新規策定
	西宮市	H31.3月 既存計画の見直し
	伊丹市	R2.12月 既存計画の見直し
	宝塚市	R4.3月 既存計画の見直し
和歌山県	和歌山市	R4.4月 既存計画の見直し
高知県	高知市	R5.3月 既存計画の見直し
福岡県	北九州市	R4.4月 既存計画の見直し
	福岡市	R4.3月 既存計画の見直し
熊本県	熊本市	R3.7月 既存計画の見直し
長崎県	大村市	R5.3月 既存計画の見直し

I	都市農業の現状	1 ~ 8
II	近年の法整備	9 ~ 13
III	施策の実施状況	14 ~ 17
IV	都市農業に関する税制・予算	18 ~ 21
	(参考) 食料・農業・農村基本計画(抄)	22

IV 都市農業に関する税制・予算①(税制)

税制上の取扱い

- 農地に関する税制は、税負担により営農継続や相続による経営承継が困難となる可能性があることを考慮。
- 市街化区域内農地に係る相続税、固定資産税は、生産緑地とそれ以外の農地の区分などに応じ、課税条件や評価方法が相違。
- 平成30年度税制改正において、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、生産緑地を貸借した場合には、相続税の納税猶予措置が継続されることとなった。

○相続税納税猶予制度の適用条件等

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市以 外の市町村	納税猶予期間の終了事由 とならない貸付け	農地転 用規制	生産緑地法上の規制
市街化区域内の農地	適用なし	適用 (20年継続免除)	営農困難時の貸付け(注1)	事前 届出	—
生産緑地地区	適用 (終身営農が必要)	適用 (終身営農が必要)(注3)	営農困難時の貸付け(注1) 都市農地貸借法等による政策的貸付け		終身又は30年間農地として管理 開発行為の制限
農振農用地等	適用(終身営農が必要)		営農困難時の貸付け(注1) 農地バンクによる政策的貸付け(注2)	許可	—

(注1) 営農困難時の貸付けとは、猶予期間中に身体障害等により営農継続が困難となった場合の農地の貸付けをいう。

(注2) 農地バンクによる政策的貸付けに係る特例は、市街化区域を除いて認められている。

(注3) 既適用者に対する経過措置として、①既存の納税猶予適用農地を引き続きすべて自作する場合は、20年継続免除を適用、②適用農地を貸し付けることも可能(この場合、適用農地はすべて終身利用する必要。)

○固定資産税

	三大都市圏の特定市	三大都市圏の特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並評価・宅地並課税	宅地並評価・農地に準じた課税(※)
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税
農振農用地等	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

※ 三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地は、評価は宅地並となるものの、課税の際には負担調整措置(税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置)が講じられる。

(参考)特定市街化区域内農地対象市一覧

○ 農地の固定資産税の課税に伴う三大都市圏の特定市とは平成30年4月1日時点における下記市区のエリア。

	都道府県名 (市数)	市名
首都圏 (113)	茨城県 (7)	龍ヶ崎市、取手市、坂東市、牛久市、 守谷市 、常総市、 つくばみらい市
	埼玉県 (37)	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市 、 日高市 、 吉川市 、さいたま市、ふじみ野市、 熊谷市 、 白岡市
	東京都 (27)	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
	千葉県 (23)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、 袖ヶ浦市 、 印西市 、 白井市 、 富里市
	神奈川県 (19)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
中部圏 (38)	静岡県 (2)	静岡市 、 浜松市
	愛知県 (33)	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、 日進市 、 愛西市 、 清須市 、 北名古屋市 、 弥富市 、 あま市 、 みよし市 、 長久手市
	三重県 (3)	四日市市、桑名市、 いなべ市
近畿圏 (63)	京都府 (10)	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市 、 南丹市 、 木津川市
	大阪府 (33)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市 、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、 阪南市
	兵庫県 (8)	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
	奈良県 (12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、 香芝市 、 葛城市 、 宇陀市

(注)相続税納税猶予制度における三大都市圏の特定市とは必ずしも一致しません。

資料:国交省資料(特定市街化区域内農地対象市一覧)

IV 都市農業に関する税制・予算②(予算)

農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算額 7,389百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

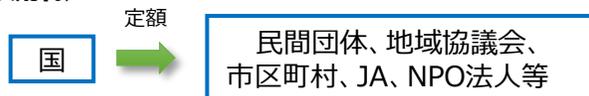
② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業の流れ>



都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加算により優先。

● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



貸借



都市農業者(担い手)

IV 都市農業に関する税制・予算③(都市農業で活用できる施設整備関連事業予算)

都市農業（市街化区域内農地）で活用できる農林水産省の施設整備等関連事業 [令和7年度予算]

事業名	事業の概要	メニュー等	主な助成要件	令和7年度 予算	備考 (事業実施区域等)
農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	都市農地や農的空間に係る周辺環境対策や防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備等を支援	農業飛散防止、騒音低減、農作業体験のための附帯施設等の整備（ソフト事業必須）	対象者：市区町村、農業者、農業法人等の組織する団体等 交付率：定額 上限額：50万円～150万円 (メニューによって異なる)	74億円の 内数	事業実施区域は、生産緑地地区内又は市街化区域内で都市計画法や都市緑地法による市町村の基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地。
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	農林水産物等の加工・販売施設等の整備(地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農業用機械・生産施設の整備も支援対象)	対象者：農林漁業者の組織する団体、中小企業者 交付率：3/10以内等		以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画 ③都道府県又は市町村が策定する戦略
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業(農福連携型))	障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援	障害者の雇用等を目的とする農林水産物生産施設(簡易な農地整備含む)、加工販売施設、附帯施設(休憩所、駐車場、給排水施設、安全設備等)の整備	対象者：農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地域協議会(市町村を含むこと)、民間企業等 交付率：1/2以内 上限額：1,000万円等 (メニューによって異なる)		障害者等を受け入れる施設の存する土地が、市街化区域内の場合、次のいずれかの土地を利用していること。 ①生産緑地地区内の農地 ②都市計画法や都市緑地法に基づく基本方針等において、保全の方針が示されている農地 ③農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等としての利用が認められている土地
強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	産地農業の中心的役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設の整備(産地競争力の強化)等を支援 また、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援	集出荷貯蔵施設、加工・貯蔵施設等の整備	対象者：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 交付率：1/2以内等 上限額：20億円等 助成対象：農業用の産地基幹施設(原則として総事業費5,000万円以上であること)	120億円の 内数	事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区。 産地競争力の強化を目的とする取組で、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合は、市街化区域(生産緑地を除く)においても実施できる(耐用年数が10年以内のものに限る(耕種作物小規模土地基盤整備は除く))。
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設	共同利用施設の再編集約・合理化	対象者：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 補助率：1/2以内等 上限額：20億円等 助成対象：農業用の産地基幹施設(原則として総事業費5,000万円以上であること)	80億円の 内数	事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区。 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合は、市街化区域(生産緑地を除く)においても実施できる(耐用年数が10年以内のものに限る)。
農地耕作条件改善事業	意欲ある農業者の農業継続に向けた環境整備を図るための耕作条件の改善、高収益作物への転換、スマート農業の導入等に必要となる取組等を支援	区画拡大、暗渠排水、農業用排水排水施設、農作業道の整備等(ソフト事業と一体)	対象者：都道府県、市町村、土地改良区、農業者の組織する団体、農業法人など 交付率：定額、1/2以内 その他要件：総事業費200万円以上、受益農業者が2者以上など	198億円の 内数	事業対象となる生産緑地地区内の農地は、 ①生産物を地元直売所等で販売、 ②市民農園など農業に親しむ場を提供、 ③防災協力農地の確保など防災機能を発揮のいずれかの取組を行う農地が受益地内にある必要。
農業水路等長寿命化・防災減災事業(きめ細かな長寿命化対策)	農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策を支援	機能診断・機能保全計画に基づいたきめ細かな農業水利施設の整備、自動給水栓等の管理省力化のための整備等	対象者：都道府県、市町村、土地改良区、農業者等の組織する団体 補助率：1/2以内、定額等	282億円の 内数	事業対象となる生産緑地地区内での施設は、現況機能を維持するものであって、 ①生産物を地元直売所等で販売、 ②市民農園など農業に親しむ場を提供、 ③防災協力農地の確保など防災機能を発揮のいずれかの取組を行う農地が受益地内にある必要。
日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金(資源向上支払)	地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援	農地周りの水路や農道などの施設の軽微な補修や、老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等	対象者：農業者等で構成される組織 交付率：定額	500億円の 内数	①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地
みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系加速化事業	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援	化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術及び省力化に資する技術の検証、検証に必要なスマート農業機械等(技術検証等の取組必須)	対象者：協議会、都道府県、市町村、農協 農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農協(営農指導事業担当)の参加が必要 交付率：定額(機械導入のみ1/2以内) 上限額：300万円等(機械導入は別途1,000万円) その他： ①の①又は②を満たすこと ①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること ②他の産地と連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること	6億円の 内数	事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とする。
新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	就農後の経営発展のため、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援	機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等	対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 国費上限額：500万円 (経営開始資金の対象者は250万円)	107億円の 内数	-
新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付	-	対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者 交付額：12.5万円/月(150万円/年) 交付期間：最長3年		

I	都市農業の現状	1 ~ 8
II	近年の法整備	9 ~ 13
III	施策の実施状況	14 ~ 17
IV	都市農業に関する税制・予算	18 ~ 21

(参考)	食料・農業・農村基本計画(抄)	22
------	-----------------	----

(参考) 食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)(抄)

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

V 農村の振興

7 都市農業の振興

都市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成等多様な機能を有するとともに、農業のPR拠点として農業・農村への理解を深める重要な役割を發揮している。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。)の制定以降、都市農地の貸借は増加しているものの、生産緑地面積の1%程度と低水準であり、生産緑地が相当程度存在する地域であっても、農地の出し手と受け手のマッチング体制が整備されてないため、都市農地貸借法が活用されていない地域が存在するなど地域間での取組に格差が生じている。また、生産緑地以外の農地を中心に市街化区域内農地の減少が続いている。

このため、都市農地の有効活用を一層図る観点から、貸借実績が低調な地域におけるマッチング体制の整備等、農地の出し手・受け手双方が安心して貸借できる体制整備を支援する。また、市街化区域内農地の減少が続く中、都市農地を保全していくため、生産緑地以外の農地を生産緑地等に指定する取組とともに、アパートや駐車場の跡地などの空閑地を活用した都市農地の創出に向けた取組を促進する。

さらに、都市農業の有する多様な機能を適切かつ十分に發揮するため、地方公共団体による都市農業の振興に関する計画の策定を推進するとともに、マルシェや体験イベントの開催等の交流促進、農地の防災機能の強化、専門家等の派遣及び相談会の実施等の取組について支援する。

8 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

(2) 農業体験の推進

都市農地等を活用した市民農園や体験農園は、消費者に対して身近に農と触れ合う場として、気軽に農産物の栽培や収穫等を体験する機会を提供し、農産物や農業に対する関心や理解の醸成に寄与しており、特に、都市農地貸借法の整備により生産緑地を活用した、民間企業等による手軽な市民農園が拡大している。また、簡易な宿泊施設を備えた滞在型の市民農園(いわゆるクラインガルテン)は、農村関係人口の創出・拡大に寄与することが期待される。

このため、都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する。 22